



新たな世界へ仲間とともに



・・・主な内容・・・

令和7年度決算のあらまし.....	2～8
婦人がん検診（個別検診）のご案内.....	9
「空き家相談窓口」からのお知らせ.....	10
檜原診療所からインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 予防接種のお知らせ.....	22
檜原村高齢者等ICTみまもり事業.....	24～25

令和7年度 決算のあらまし

令和7年度における村の歳入歳出決算について、一般会計を中心にお知らせします。

令和7年度は、少子・高齢化対策をはじめとする福祉施策、生活基盤の整備・充実、自然との共生、教育の充実、過疎対策等に向け、さまざまな事業を行いました。

主なものとしては、バス路線の維持、移住・定住推進事業、やすらぎの里改修事業、保育所運営委託、子育て支援事業、後期高齢者医療費助成、獣害対策事業、森林再生（間伐）事業、水の浸透を高める枝打ち事業、修景地整備事業（沿道立木の伐採等）、地場産材活用事業、物価高騰対策に伴う各支援事業、エコツーリズム推進事業、神戸マス釣場整備事業、農道・林道・村道の整備、村営住宅関連事業、消防事務委託、児童・生徒通学費補助、高校生等就学世帯生活支援、文化財活用事業などを行いました。

決算規模は、歳出総額で42億3,198万3,322円と対前年度比6.32%の増となっています。

また、平成19年度決算から公表が義務付けられた健全化判断比率・資金不足比率については、実質公債費比率が△2.9%となり、他の指数についても基準を下回り健全な状況を維持しています。

※決算書・予算書は、役場及び村の各施設の休憩所等に置いてありますので、ご覧ください。

令和7年度一般会計・特別会計・歳入歳出決算総括表

（単位：千円）

区 分			歳入			歳出			歳入歳出 差引残金
			予算額	決算額	比較 (%)	予算額	決算額	比較 (%)	
一 般 会 計			4,447,743	4,433,878	99.7	4,447,743	4,231,984	95.1	201,894
特 別 会 計	国民 健康 保険	事業勘定	352,260	343,931	97.6	352,260	331,446	94.1	12,485
		診療施設 勘 定	235,987	241,485	102.3	235,987	230,077	97.5	11,408
	都 民 の 森 管 理 運 営 事 業		139,587	139,596	100.0	139,587	128,481	92.0	11,115
	介 護 保 険		490,025	493,296	100.7	490,025	477,238	97.4	16,058
	介護サービス事業		48,972	49,962	102.0	48,972	43,896	89.6	6,066
	後期高齢者医療		92,869	93,268	100.4	92,869	91,719	98.8	1,549
	合 計		5,807,443	5,795,416	99.8	5,807,443	5,534,841	95.3	260,575

※千円未満の端数処理により円単位の決算額と差が出る場合があります。

一般会計の実質収支額は

1億9,199万4千円

※繰越事業分の9,900千円は除きます。

歳入総額 44億3,387万8千円

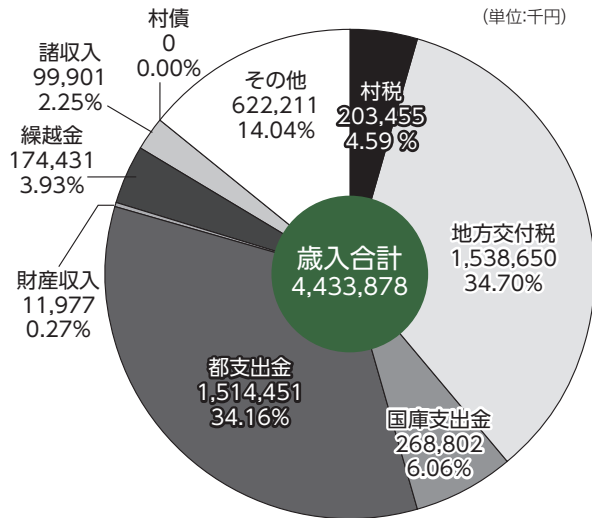
歳出総額 42億3,198万4千円

※ 一般会計決算額の中には、各特別会計への繰出金及び各企業会計への補助金613,631千円が含まれています。

（単位：千円）

区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事 業 勘 定	45,476	介護サービス事業	20,116
診療施設勘定	50,229	後期高齢者医療	46,376
都 民 の 森	4,565	簡易水道事業	176,750
介 護 保 険	94,577	下 水 道 事 業	175,542
合 計			613,631

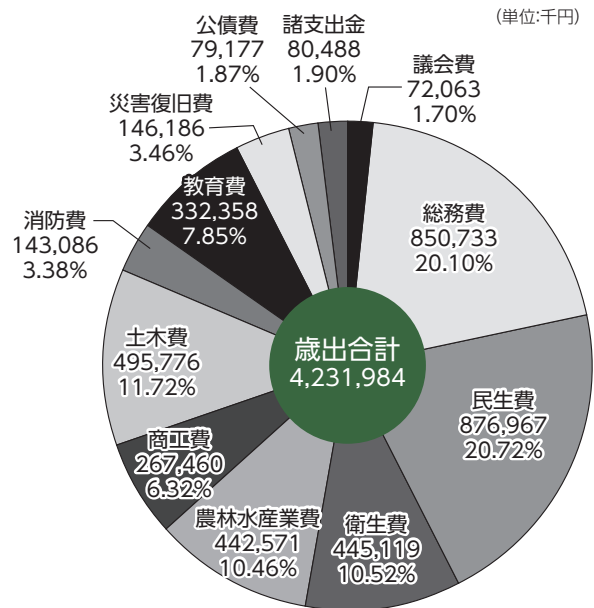
款別歳入内訳



その他の内訳

地方譲与税	59,966	1.35
利子割交付金	855	0.02
配当割交付金	2,550	0.06
株式等譲渡所得割交付金	3,779	0.09
法人事業税交付金	12,941	0.29
地方消費税交付金	56,429	1.27
自動車取得税交付金	0	0.00
環境性能割交付金	3,268	0.07
地方特例交付金	3,801	0.09
交通安全対策特別交付金	1,434	0.03
分担金及び負担金	1,124	0.03
使用料及び手数料	38,124	0.86
寄附金	18,862	0.43
繰入金	419,078	9.45

目的別決算内訳



人件費

職員の給与や議会議員・各種委員会の委員等に支給される報酬などです。

物件費

旅費・役務費・委託料などの消費的経費で、公共施設の維持管理費なども含まれます。

扶助費

高齢者・児童・心身障害者などの方を援助するための経費です。

補助費等

村民や団体に対する助成金、阿伎留病院企業団などの一部事務組合への負担金などです。

普通建設事業費

公共施設の建設にかかる経費などで、やすらぎの里自家発電設備設置工事、神戸国際マス釣場畜養池設置工事、林道開設工事、村道舗装工事、村営・公営住宅改修工事などを行いました。

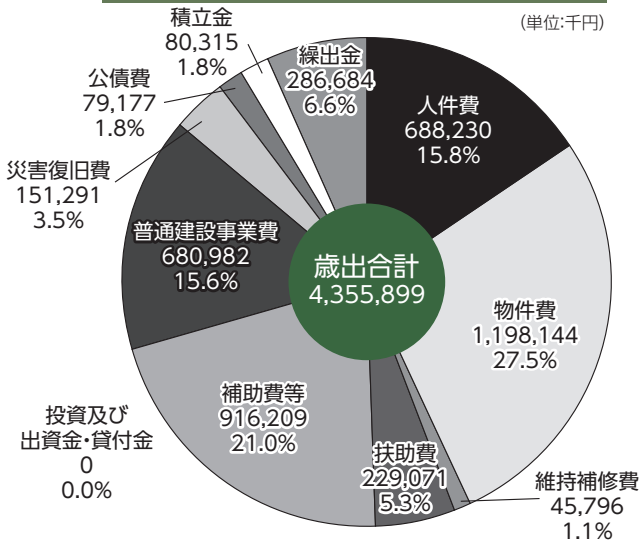
公債費

事業などを行う際に借り入れた村債（借金）の償還金です。歳出に占める割合が大きくなならないよう、計画的な借り入れを行っています。

積立金

今後の財政運営・公共施設整備のために基金として積み立てたものです。（利子を含む。）

性質別決算の状況



性質別決算については、普通会計（一般会計・都民の森管理運営事業特別会計を合算）の数値となります。

令和7年度に行った主な事業

●総務費

事業名	事業費
やまびこ運行委託	14,906
旧藤倉小集会室解体工事	12,514
公有財産購入	39,524
ものづくり支援事業補助	1,276
起業等及び空家活用支援事業補助	3,000
藤倉ドーム駐車場防護柵設置工事	1,129
基幹系システム標準化委託	134,672
移住定住計画策定業務委託	3,300
定住促進（空家）補助	7,584
定住促進サポート事業補助	5,400
老朽空家除却補助	5,587
バス路線維持費補助	5,722
自治会館建設費補助	4,179
自治会活動支援金	1,755
防犯カメラ設置補助	300
住民基本台帳ネットワーク業務委託	29,412
戸籍電算システム標準化委託	7,678
参議院議員選挙費	9,502
衆議院議員選挙費	6,200
東京都議会議員選挙費	7,926

●民生費

事業名	事業費
社会福祉協議会補助	10,804
敬老福祉大会実施経費	4,220
社会適応支援事業委託	6,046
高齢者世帯等ごみ回収業務委託	2,595
高齢者世帯等外出支援業務委託	5,380
受験生チャレンジ支援貸付事業委託	3,000
福祉作業所運営委託	12,443
障害者自立支援給付費	64,233
中等度難聴児補聴器購入費助成	264
高齢者スマートフォン教室実施委託	264
各単位高齢者クラブ補助	898
シルバー人材センター補助	20,594
やすらぎの里立体駐車場耐震診断業務委託	6,652
やすらぎの里自家発電設備設置事業	51,774
やすらぎの里法枠改良工事	24,310
後期高齢者医療費助成	7,365
住民税非課税世帯等臨時特別給付事業	11,470
定額減税補足調整給付事業	7,560
地域密着型サービス事業所物価高騰緊急支援事業	622
児童館運営委託	9,650
乳幼児・子ども等医療費助成	5,240
保育所運営委託（管内、管外）	85,355
出生祝金	700
高等学校等就学世帯生活支援	5,566
物価高対応子育て応援手当	3,340

●衛生費

事業名	事業費
秋川流域斎場組合負担金	8,766
阿伎留病院企業団負担金	56,415
予防接種委託	12,395
人間ドック検査委託	1,217
総合がん検診委託	8,622
公共施設太陽光発電設備設置設計委託	1,029
浄化槽設置補助	750
下水道区域外浄化槽設置交付金	464
し尿汲取委託	16,500
し尿汲取不可能世帯及び浄化槽設置家庭清掃等補助	2,296
一般廃棄物収集業務委託	42,418
バイオ式生ごみ処理機購入	2,052
西秋川衛生組合負担金	60,000

●農林水産業費

事業名	事業費
有害鳥獣駆除委託	2,431
サル追い払い事業委託	5,200
獣害対策くくり農設置委託	4,466
放任果樹等伐採業務委託	8,617
有害鳥獣駆除用捕獲檻（大型獣）購入	3,396
長距離無線式捕獲パトロールシステム購入	2,303
加害獣侵入防止対策事業電気柵設置原材料費	4,323
農作物獣害防止対策補助	4,285

（単位：千円）

森林再生事業間伐作業委託	46,662
水の浸透を高める枝打ち事業作業委託	21,125
修景地整備委託	109,598
おもちゃ美術館管理運営委託	10,000
地場産材活用対策奨励事業交付金	4,504
林道補修工事	3,999
浅間林道改良工事	20,267
笹野向林道開設工事	36,169
立山林道開設工事	48,981

●商工費

事業名	事業費
あきる野商工会補助	12,439
物価高騰対策支援事業	65,873
公衆トイレ清掃委託	2,752
河川清掃委託	3,332
森林資源を活用した魅力創出事業委託	19,305
観光施設基本設計業務委託	4,136
観光用紙袋等作成業務委託	999
観光パンフレット作成業務委託	4,950
元郷バス待合所建設工事	8,777
観光パンフレット作成補助	916
河川活用活性化事業補助	1,000
エコツーリズム推進協議会交付金	4,000
檜原村観光協会補助	7,150
弘沢の滝まつり実行委員会補助	8,500
温泉センター施設調査業務委託	1,980
住民支援活動交付金	4,044
神戸国際マ釣り場整備事業	78,678

●土木費

事業名	事業費
秋川南岸道路整備事業に伴う道路用地	60,537
購入費・物件補償費	
小沢地区道路拡幅事業に伴う物件補償費	5,472
小沢急傾斜地崩壊防止事業負担金	4,995
秋川南岸道路整備事業に伴う和田橋	34,862
補修工事等負担金	
地籍調査業務委託	9,988
村道維持補修工事	30,501
交通安全施設設置工事	8,067
村道第70号倉掛線舗装工事	40,772
村道第57号神戸線落石防護網設置工事	11,029
とうげん橋耐震補強設計業務委託	6,700
村営・公営住宅改修工事	11,772
村営住宅（小沢地区）建築工事	16,700

●消防費

事業名	事業費
消防事務委託	84,994
小沢消防機庫用地測量委託	1,998
水辺補修工事	2,805

●教育費

事業名	事業費
学校安全管理委託	1,931
校務支援システムシステム使用料	6,270
児童・生徒通学費補助	5,528
鑑賞教室補助	311
臨海学園補助	475
移動教室・修学旅行補助	977
遠足及び校外学習等補助	1,266
特色ある学校づくり補助	984
漢字・英語検定受験料補助	391
小学校体育館空調設備室外機改修工事	6,182
重要文化財小林家住宅管理委託	6,689
村技芸保存奨励金	850
利島交流事業補助	3,761
中学生海外派遣事業	10,447
学校給食費負担金	4,853
電磁調理器購入	902

●災害復旧費

事業名	事業費
令和元年台風19号に伴う瀬戸沢林道	
（第2工区）災害復旧工事	45,266
村道第67号総角沢線災害復旧工事	98,722

財政規模

区 分	金 額 等
基準財政需要額	1,598,225 千円
基準財政収入額	280,800 千円
標準財政規模	1,651,238 千円
財政力指数（単年度）	0.176
実質公債比率	△2.9 %
経常収支比率	82.8 %

基金の現況 (単位：千円)

基金の現況区分		令和7年度末現在額
一般会計	財政調整基金	2,439,946
	災害対策基金	10,981
	教育施設基金	113,422
	学校跡地利用整備基金	33,074
	観光施設整備基金	39,075
	社会福祉基金	563,641
	減債基金	74,811
	土地開発基金	200,973
	公共施設整備基金	1,894,363
	人材育成基金	171,045
	移住・定住促進基金	79,805
	森林整備活用基金	47,576
	災害復旧・復興基金	7,163
特別会計	小 計	5,675,875
	国民健康保険基金	1,275
	診療施設運営基金	40,970
	医師退職手当基金	740
	介護保険給付費準備基金	89,700
	小 計	132,685
	合 計	5,808,560

国民健康保険

区 分		金 額 等
令和8年 3月31日 現在	人 口	1,892 人
	世 帯	1,101 世帯
	年間平均 国保加入	人 口 507 人
		世 帯 368 世帯
	加入率	人 口 26.8 %
保険税		世 帯 33.4 %
	医療給付分	29,736,230 円
	介護給付分	4,099,231 円
	後期高齢者支援金分	9,670,739 円
合 計		43,506,200 円
1 人 当 り 保 険 税		85,811 円
1 世 帯 当 り 保 険 税		118,223 円
保 険 給 付 費 総 額		189,168 千円
1 人 当 り 給 付 費		373,112 円
総 受 診 件 数		6,634 件
高 額 療 養 費 件 数		499 件
高 額 療 養 費		25,811 千円
出産育児一時金(件数)		3 件
出 産 育 児 一 時 金		1,500 千円
葬 祭 費 (件 数)		5 件
葬 祭 費		250 千円

檜原診療所の診療の状況

区 分	金 額 等
一 般 診 療 件 数	6,839 件
歯 科 診 療 件 数	1,441 件
診 療 収 入	112,531 千円
医薬品衛生材料購入費	37,663 千円

村が借りているお金(村債)

(単位：千円)

区 分	件数	令和7年度末残金	元金償還金に対する財政支援	実質償還残額	備 考
一般会計	過疎対策事業債	0	0	0	
	辺地対策事業債	0	0	0	
	東京都振興基金	0	0	0	
	その他の地方債	21	529,528	529,528	0
	小 計	21	529,528	529,528	0
簡易水道事業会計		3	27,749	5,550	22,199
下水道事業会計		52	990,704	467,733	522,971 過疎、辺地債含む
合 計		76	1,547,981	1,002,811	545,170

※村債については、交付税によって後年度に財政支援されるものとなるべく選択して起債しています。
過疎対策債については70%、辺地対策債については80%、減税補てん債、臨時財政対策債、減収補填債については100%、簡易水道については0~23%、下水道事業については45~100%の率で普通交付税の算定に元利償還額が算入される予定です。

人 件 費

(単位：千円、人)

区 分		議員報酬手当	各種委員等報酬	村長三役給与	職員給等	その他	計	職員数
特別会計	一般会計	35,839	128,633	37,844	298,593	133,621	634,530	49
	国保会計	事業勘定 診療施設勘定	33		14,887	4,239	19,159	2
			9,157		67,155	22,009	98,321	9
			16,781		27,778	9,141	53,700	4
			674		22,220	6,344	29,238	3
	都民の森会計							
介護保険会計								
合 計		35,839	155,278	37,844	430,633	175,354	834,948	67

※各種委員等報酬欄には、会計年度任用職員報酬が含まれています。 (職員数：令和8年3月31日現在)

財政健全化判断比率・資金不足比率について

令和7年度決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等（財政指標）を算定し、次のとおり算定結果（暫定値）がまとまりましたので、財政健全化法の規定に基づく健全化判断比率等をお知らせします。

（早期健全化比率、財政再生基準を上回るかどうかの判定をするものです。）

※財政健全化法とは

従来の再建法では、地方自治体（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（※）の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

1 財政指標算定結果の概要

（1）村財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
7年度算定結果数値	△12.30	△35.34	△2.9	△372.6	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	—	—

（2）公営企業の経営健全化に関する指標

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、「経営健全化基準」に該当しませんでした。

2 村財政の早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）についての説明

① 実質赤字比率

該当なし **【早期健全化基準：15.0%】**

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和7年度の檜原村の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、**実質赤字比率は該当しません。**

② 連結実質赤字比率

該当なし 【早期健全化基準：20.0%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和7年度の檜原村の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、**連結実質赤字比率は該当しません。**

③ 実質公債費比率

△2.9% 【早期健全化基準：25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（過去3か年の平均）であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

令和7年度の比率は、△2.9%となっており、健全な財政運営であるといえます。

④ 将来負担比率

該当なし 【早期健全化基準：350.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和7年度においては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額を、充当可能財源（基金等）が上回っているため、**将来負担比率は該当しません。**

⑤ 公営企業の経営健全化に関する指標（資金不足比率）について

該当なし 【経営健全化基準：20.0%】

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和7年度においては、簡易水道事業、下水道事業とも資金不足が生じた公営企業はないため、**資金不足比率は該当しません。**

上記の5指標の算定結果で、檜原村はすべてにおいて早期健全化基準を大きく下回っており、従来からの別掲の財政指標中の経常収支比率も82.8%（令和6年度72.9%）であり、村の財政は引き続き健全な状況を維持しています。

自主財源が少ない村では、公共施設の整備等に必要な資金として村が借り入れる起債については、交付税によって後年度に財政支援されるものを選択するなど、今後も行財政改革を進めながら健全かつ確実な財政運営に努めていきます。

令和7年度公営企業会計決算の公表について

令和7年度公営企業会計の決算をお知らせします。

簡易水道事業

概況

給水水栓 1,112 栓（3月末時点）
給水量 319,610 m³
一日平均給水量 876 m³

簡易水道事業会計

（単位：千円）

区分		予算額	決算額	比較
収益的収支	収入	131,335	130,717	99.5
	支出	132,684	116,046	87.5
資本的収支	収入	370,205	386,956	104.5
	支出	384,103	384,120	100.0

※令和6年度から繰り越した事業費27,985千円を含む。
※施行令第18条第5項ただし書の規定により予算額を超過して支出した。

下水道事業

概況

排水面積 102ha（3月末時点）
有収水量 221,813 m³
一日平均有収水量 608 m³

下水道事業会計

（単位：千円）

区分		予算額	決算額	比較
収益的収支	収入	238,262	235,905	99.0
	支出	247,722	243,126	98.1
資本的収支	収入	100,554	100,554	100.0
	支出	100,554	100,551	100.0

※令和6年度から繰り越した事業費9,460千円を含む。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 127

株式会社めるか檜原令和7年度決算状況

株式会社めるか檜原は、平成28年4月に設立された資本金4,800万円の株式会社です。

出資団体は、檜原村、秋川農業協同組合、あきる野商工会、東京都森林組合、秋川漁業協同組合、西東京バス株式会社です。なお、出資金9,600万円のうち9,500万円を檜原村が出資しています。

また、設立に際して発行した株式総数1,920株のうち、1,900株を檜原村が保有しています。

事業概要

ミニスーパーかあべえ屋の経営（商業施設の指定管理業務）、ごみの収集業務、神戸国際マス釣場の経営、檜原村複合施設共用部分清掃、檜原村庁舎・公衆トイレ清掃等業務を行いました。

売上高は、ミニスーパー、ごみの収集業務、マス釣場、複合施設共用部分清掃、檜原村庁舎・公衆トイレ清掃等の収入など1億8,913万円で、経常損失は63万円です。また、当期純損失は79万円です。

資産概要

令和7年度末の会社の資産総額は、6,559万円です。資産の内訳は、現金や預金などの流動資産が3,989万円、建物などの固定資産が2,569万円です。負債は、買掛金などの流動負債が1,060万円、長期未払金の固定負債が2,419万円です。この結果、純資産は、3,079万円です。

貸借対照表

（資産の部）流動資産＋固定資産 6,559万円
（負債の部）流動負債＋固定負債 3,480万円 ①
（純資産の部）株主資本 3,079万円 ②
負債・純資産合計（①＋②） 6,559万円

※貸借対照表は、決算時点（令和8年3月31日）で会社が保有する資産、負債などの財務状況を示したものです。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 1 対象
令和8年度7月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和8年度7月分 2公営企業会計
- 2 実施日
8月26日(水)
- 3 検査方法
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計ごとに調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査しました。
- 4 結果
令和8年度7月分一般会計及び5特別会計、令和8年度7月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていました。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

お知らせ

婦人がん検診（個別検診）のご案内

福祉センター（10月）及びやすらぎの里（11月）で実施される婦人がん検診（集団検診）を受けられない方や、個別での検診受診を希望される方を対象に、婦人がん検診（個別検診）を実施しています。

実施機関	日の出ヶ丘病院	公立阿伎留医療センター
対象者	婦人がん検診〔集団検診〕を受診していない方 檜原村に住所のある20歳以上の女性 ※乳がん検診は40歳以上	
検診内容	乳がん検診：マンモグラフィ、超音波検査（20～39歳の方） 子宮頸がん検診：細胞診	
日程	令和8年4月14日（火）※実施中 ～令和9年2月26日（金）	令和8年11月16日（月） ～令和8年12月15日（火） 乳がん検診：土・日・祝日を除く 子宮がん検診：月・土・日・祝日を除く
費用	自己負担はありません	
申込方法 *受診日の 1週間前ま でにお申込 みください。	日の出ヶ丘病院へお電話で お申込みください	福祉けんこう課けんこう係へお電話で お申込みください
	受付期間：令和8年4月6日（月）※受付中 ～令和9年2月5日（金） 土・日・祝日を除く	受付期間：令和8年10月13日（火） ～令和8年11月27日（金） 土・日・祝日を除く
	受付時間：午前8時30分～正午・ 午後1時～午後4時30分	受付時間：午前8時30分～正午・ 午後1時～午後5時15分
	電話番号：042-588-8666	電話番号：042-598-3121

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

お知らせ

檜原村老朽空き家除却補助金について

檜原村では、村内の宅地の利活用の促進及び安全で安心なむらづくりを目的に、空き家の除却に要する費用の一部を補助します。

補助対象となる空き家

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (2) 居住の用に供しない状態でおおむね1年以上経過していること。
- (3) 建物が登記されている又は未登記の場合は固定資産課税台帳に居宅用途として記載されていること。
- (4) 建物が登記されている場合には、建物に所有権以外の権利が存しないこと。
- (5) 補助金申請時において、当該住宅に居住している者がいないこと。

申請できる方

- (1) 老朽空き家の所有者（共有の建物にあっては、共有者によって合意された代表者）であること。
- (2) 地方税法に規定する村税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

補助金額

老朽空き家及びこれに附属する門、塀、生垣、柵、物置、車庫、その他日常生活において通常必要とされる構造物の除却工事の費用の2分の1です。（1,000円未満切り捨て、上限100万円）

申請について

本事業は、除却する空き家が対象かどうかを判断するため、事前申請が必要です。

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

「空き家相談窓口」からのお知らせ

令和6年4月1日から「相続不動産」の登記が義務化されました。「空き家相談窓口」では、相続登記がなされていない土地、建物及び未登記の住宅を所有している方を対象に登記するための必要書類の相談や司法書士等の専門家による相談窓口の紹介を行っています。

村の空き家活用事業に「空き家登録」して頂く場合も相続登記が必要となりますので、この機会に相続登記をすることをお勧めします。

ご相談者をお待たせしないため、予約制とさせて頂いています。相談をご希望の方は、あらかじめ電話で予約の上ご来庁ください。

相談を希望の方で来庁が難しい場合は、日程を調整の上ご自宅への訪問相談も行いますので、お問い合わせください。

相談日：月・火・金

時間：午前9時～午前11時 午後1時～午後3時

場所：檜原村役場西庁舎（企画財政課むらづくり推進係）

担当：関谷・中澤

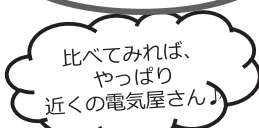
◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入洗濯機



自動洗浄トイレ

補聴器のお取扱い



アコス ミナミ電気

五日市店 あきる野市五日市20

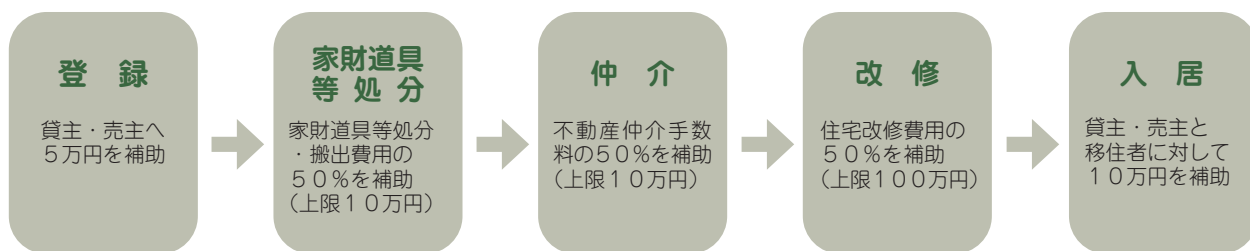
☎ (042)596-1326

☎ (042)596-2514

檜原村にある空き家を活用しませんか？

檜原村では、年々増加する空き家の有効活用を行うため、空き家を貸していただける方または売っていただける方を対象に、下記のとおり空き家の補助事業を実施しています。

■事業の概要（村から以下の金額が補助されます）



■補助内容（空き家提供者が対象のもののみ抜粋）

◎空き家登録事業

空き家登録した貸主・売主へ5万円を補助します。また、空き家登録後に移住者が入居（住民票を移した）した場合、空き家提供者へさらに10万円を補助します。登録できる空き家には条件があります。

※空き家登録した物件は、檜原村のホームページに掲載します。

◎家財道具等処分事業

家財道具等処分費用の50%を補助します。（補助金上限10万円）

◎改修事業

当該空き家に移住者が住民票を移した場合、改修費用の50%を補助します。（補助金上限100万円）

当該空き家が建築後10年以上経過し、村内業者を使い改修を行う場合が対象です。

台所・トイレ・風呂の改修費用、下水道への接続費用等が対象です。（簡易な改修は除く。）

◎仲介事業

当該空き家に移住者が住民票を移した場合、不動産業者が介在した場合の仲介手数料の50%を補助します。（補助金上限10万円）

■貸売すると良いこと

- ・ 空き家に人が住むことで建物が維持管理されます（家がキレイになります！）
- ・ 空き家の維持管理は借主、買主になります（楽になります！）
- ・ 家賃・売却益が得られます（お孫さんに何か買ってあげられます！）
- ・ 村に新しい人が住むことで村が元気になります（地域貢献になります！）

■このままだと・・・

- ・ 空き家の老朽化が進みます（家が倒壊する可能性も・・・）
- ・ 空き家の管理（掃除、草刈りなど）が大変です（時間もかかるし疲れます）
- ・ 空き家は使っていないだけでも税金がかかります（もったいない）
- ・ 村に住みたい人は家がないため村に住めません（村の活気がなくなります）

※各事業には条件等がございますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

村民対話集会を開催します

9月号の広報でもお知らせしましたが、檜原村では、住民の方が納得するひらかれた村政を実現し、村民の皆様のご意見を反映させるため、下記の日程により対話集会を開催します。

開催当日は、村長、副村長、教育長及び職員が会場にお伺いしますので、お気軽にご参加ください。

村民対話集会日程表

実施日	開始時間	会場
10月 7日（水）	午後 7時00分	樋里コミュニティセンター
10月 8日（木）	午後 7時00分	檜原村郷土資料館
10月14日（水）	午後 7時00分	小沢コミュニティセンター
10月15日（木）	午後 7時00分	人里コミュニティセンター
10月25日（日）	午前10時00分	南郷コミュニティセンター
	午後 2時00分	檜原村福祉センター

◎ 問い合わせ先 企画財政課企画財政係 内線 215・508

くらし

9月及び10月は「行政相談月間」です

9月及び10月は「行政相談月間」です。この月間は、行政相談（委員）制度を周知し、広く国民の皆様にこの制度を利用していただくために設けたものです。

檜原村でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、偶数月の第2木曜日に行政相談を開催しています。道路、社会福祉、医療保険など様々な行政分野への苦情やご意見、ご要望を受付けますので、ご利用ください。

このほか、総務省行政相談センターきくみ東京の「行政苦情110番」でも相談を受付けますので、ご利用ください。

〈TEL 0570-090110 FAX (03) 5331-1761〉

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111

司法書士による無料法律相談

相続、遺言、クレジット、消費者金融などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

日時 11月12日（木）午後1時～午後4時（受付時間 午後0時50分～午後3時30分）
場所 檜原村役場3階301会議室
対象者 村内在住の方
相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111 東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

東京都行政書士会による無料相談会

日 時 10月23日（金）午前10時～午後4時（予約不要）
場 所 檜原村役場3階301会議室
内 容 相続、遺言、契約、各種許認可など、暮らしの手続や書類作成などの相談を行います。
相 談 員 東京都行政書士会多摩西部支部会員
 ※相談内容に関する資料などがありましたら、ご持参ください。

◎ 問い合わせ先 東京都行政書士会多摩西部支部 担当：青山 Tel 042-542-8069

マイナンバーカードについてのお知らせ

☆マイナンバーカードを紛失した時

マイナンバーカードを紛失した時は以下の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの機能一時停止を行ってください。

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料） 0570-783-578
 （繋がらない場合には050-3818-1250）



※マイナンバーカードの機能を一時停止した後にカードが見つかった場合は、役場村民課窓口で一時的停止の解除を行ってください。

※マイナンバーカードの再交付を希望する場合は、再交付の申請が必要です。申請書の発行は役場村民課窓口で行っています。また紛失時の再交付の場合、カードの交付を1週間程度で行うマイナンバーカード特急発行の申請が可能です。ご希望の際は窓口で申請をお願いします。

※紛失等の再交付には手数料がかかります。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月9日に公布され、令和7年5月26日に施行されました。

これに伴い、本籍地の区市町村長が管轄法務局長等の許可を得て、改正法の施行日から1年を経過した5月26日以降に、昨年度送付しました戸籍への氏名の振り仮名通知に記載した振り仮名を国の定めるスケジュールに沿って、順次全国の区市町村で戸籍に記載しています。

檜原村が本籍の方については、10月末頃に戸籍への氏名の振り仮名記載を行う予定となっています。

なお、戸籍に氏名の振り仮名が記載された後、住民票にも振り仮名が記載されます。

戸籍への氏名の振り仮名については法務省ホームページ、住民票への振り仮名については総務省ホームページでご案内していますので、ご参照ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 115

『年金生活者支援給付金制度』について

年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。）

請求についてご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは、最寄りの年金事務所までご相談ください。

老齢年金生活者支援給付金

給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・ 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- ・ 前年の公的年金等の収入金額*とその他の所得との合計額が、昭和31年4月2日以降に生まれの方は926,500円以下、昭和31年4月1日以前に生まれの方は924,100円以下である。

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

障害年金生活者支援給付金

給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・ 障害基礎年金の受給者である。
- ・ 前年の所得*¹が4,918,000円*²以下である。

※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族等の数に応じて増額。

遺族年金生活者支援給付金

給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・ 遺族基礎年金の受給者である。
- ・ 前年の所得*¹が4,918,000円*²以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族等の数に応じて増額。

支給要件・給付額等詳細については、ねんきんダイヤルへ！

◎『給付金専用ダイヤル』:0570-05-4092（ナビダイヤル）
050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-5539-2216

＜受付時間＞

月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7時まで受け付けしています。

※土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

（注）間違い電話が発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ 産前産後期間の国民年金保険料が 免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

■免除制度の内容

- 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間は付加保険料の納付ができます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。

■届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。
- マイナンバーカードとスマートフォンを利用した電子申請も可能です。詳細は日本年金機構ホームページに掲載されています。🔍「国民年金 電子申請」で検索してください。

■保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

■手続に必要なもの

①申出書

日本年金機構ホームページ「国民年金被保険者関係届出書（申出書）」からダウンロードできます。または、年金事務所、市区町村の国民年金担当窓口にて備え付けています。

②母子健康手帳など^{※1}（出産後は、市区町村で確認ができるため不要です）^{※2}

※1 郵送で届書を出す場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

※2 別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

◎ 問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル** Tel 0570-003-004
村民課村民保険係 内線 111

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可（般-6）第87705号

（有）吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2 (代) TEL 598-0551

FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail: yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

季節折々のお弁当・オードブルをお届けします

- ご友人&ご親族の集まり
- お祝い・法事・おせち料理
- イベント・自治会(団体)の会食

たつ州

檜原村内配達OK
車両乗入れ可能な場所



☎ 080-7227-8781



LINEで相談注文OK

合計注文 8,000 円以上

未済&村外[※]は+配達料500円で配達

※あきる野市・日の出町の一部

ご予算などお気軽
にご相談ください！



岡部 竜州 檜原村 2005



国民健康保険「特定保健指導」について

檜原村国民健康保険の特定健康診査を受診された40歳から74歳までの方で、特定保健指導の対象者となった方へ保健指導のご案内を送付します。なお、保健指導は昨年度に引き続き、下記の民間業者に委託して実施します。

委託事業者：株式会社 現代けんこう出版

(東京都墨田区両国1-12-8)

特定保健指導の日程や申し込み方法等は、対象者の方へお送りします特定保健指導のご案内に記載してありますのでご確認ください。自己負担はかかりません。

特定保健指導とは？

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）による生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常等）の発症リスクが高い方が、生活習慣の見直し・改善のための自主的な取組を継続的に行えるように、専門家（保健師、管理栄養士等）がさまざまなアドバイスを行うものです。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116

国民健康保険からのお知らせ

～整骨院・接骨院等に受診の皆様へ～

医療費は、皆様の保険税などから支払われます。皆様一人ひとりが健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切な受診をすることが医療費の適正化につながります。

そこで「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師（整骨院・接骨院）等で受診されました施術内容・施術経過・負傷原因等を照会させていただく場合があります。

この照会は、柔道整復師からの請求内容が適切であることを確認するためのものです。点検機関から皆様に、確認のための照会文書「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診に伴う確認について」を送付させていただきます。封書が送られましたら回答をご記入の上、期限までに必ずご返信くださいますようお願いいたします。なお、この照会は受診した数か月後になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いします。

ご理解とご協力をお願いします。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

〈広告〉

健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
 - ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
 - ・寝たきりや車いす生活の方
 - ・デイに通っていても利用できます
 - ・無料にてお試しマッサージもできます
- * 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

**健康保険を使用する場合は
医師の同意書が必要になります**

はりきゅう・りあん

あきる野市湊上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

* 当院より直線16キロが範囲となります

～今月の納期～ 11月2日（月）です

- ・村都民税（普通徴収）第3期
- ・介護保険料第4期
- ・国民健康保険税第4期
- ・後期高齢者医療保険料第4期

納め忘れのないようにお願いします。

～地方税お支払サイト～

エル・キューアール

eL-QR 付き納付書なら

簡単便利にキャッシュレス納付

詳細はこちら→



土地・家屋台帳（簿冊式）の 閲覧休止について

この度、台帳の電子化に伴う移行作業を実施するため、下記期間において閲覧ができなくなります。閲覧休止期間については約2か月を見込んでいます。ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いします。

閲覧休止期間

10月19日（月）～12月28日（月）（予定）

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 114

家屋を新・増築または取り壊した方へ

令和8年1月2日以降に新・増築した家屋は令和9年度から固定資産税の課税対象になります。また、令和8年1月2日以降に取り壊された家屋は、令和9年度から課税されません。

家屋を新・増築したが、まだ家屋調査が済んでいない方、または家屋を取り壊した方は、村民課税務係までご連絡ください。

家屋の用途変更をされた時はご連絡をお願いします。

家屋の用途は、登記簿の情報や、新築時の実地調査で確認した情報等を基に判断しています。家屋の用途変更をされた場合、1か月以内に法務局にて建物表題部変更登記をすることが義務づけられています。しかし、何らかの事情により変更登記ができないとき、又は、登記されていない家屋（未登記家屋）については、村民課税務係までご連絡をお願いします。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 114

農地を農業以外に利用するときは「許可」が必要です

農地法は、食料生産に不可欠な農地（田・畑）を保護し、農地の適切な利用と保全を目的とした法律です。このため、農地を農業以外（宅地・駐車場・資材置場など）に転用したり、農地の権利（貸借や所有権など）を移動させたりするときには、農地法の許可が必要となります。

また、耕作されず放置されている休耕地なども「農地」に該当しますので、農業以外の目的で利用することは、農地法で厳しく制限されています。

詳しくは下記までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 133・130

獣害防護柵購入補助金について

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、獣害防護柵の補助金を交付します。設置してから3年以上経過している畑等も補助金交付の対象となります。

【柵設置のポイント】

◎柵を動物が登れるような電柱、樹木、屋根などから2m以上離す。

◎畑を獣種に合わせて、正しく囲う。

※山側だけ、「コ」の字型等ではなく、四方を囲む。

【対象】

村内に畑を所有している方または耕作している方

（畑を借りて耕作している方は農地法の許可を得ていることが条件）

【補助金額】

電気柵の購入経費の9/10（限度額240,000円）です。

ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

※一度設置をした畑は、限度額に達していなくても3年間は補助対象外となります。

※電気柵等の購入・設置は個人で行っていただきます。

※補助金の活用を希望される場合は事前に役場へ申請をお願いします。

【対象となる電気柵】

全てに対応するネット型、簡易的なイノシシ用など農地へ有害鳥獣の侵入を防ぐ柵であればタイプは問いません。

◎ お問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

環境・下水道

「油・断・快適!下水道 ～下水道に油を流さないで～」

・キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油污は、洗う前にふき取りましょう。この行動が川の良好な水環境につながります。

◎ お問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127
東京都下水道局 Tel 042-527-4828

下水道に物を流さないでください

檜原村の下水道は各所に汚水を流すポンプを設置しています。異物が混入すると、ポンプが停止してしまいます。実際に、ボールペンが混入して、ポンプが停止したことがあります。

異物が混入してポンプが故障すると、路上や宅内に汚水があふれるなど、適正な汚水処理ができなくなります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



ポンプに混入していた物

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

リチウムイオン電池による火災が多発しています 分別のご協力をお願いします!

西秋川衛生組合で発生したリチウムイオン電池による小火災事故

2022	2023	2024	2025	2026 ※ 9.1 時点
10 件	19 件	25 件	34 件	13 件

発火物の例



電子タバコ



スマートフォン



モバイルバッテリー

資源として収集するペットボトルの 出し方について

ペットボトルに中身が残っていたり、中を水ですすいでない場合は、収集できないことがあります。ペットボトルを出す場合は、キャップとラベルを外して、**中を水ですすぎつづけて**、資源の収集日に指定場所に出してください。

なお、キャップとラベルは燃えるごみに出してください。

ごみの分別、減量にご協力をよろしくお願いします。

* 資源として収集したペットボトルは、新しいペットボトルにリサイクルされます。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 Tel 042-598-1011 内線 120・127

～檜原村ゴミゼロウェイストに向けた取組～ 事業用生ごみ処理機購入費等補助金について

令和8年度から生ごみ処理機を購入する事業者に補助を交付しています。

この機会にご購入いただき、生ごみの減量、資源化にご協力いただきますようお願いします。

【内容】

- ・補助対象機器 1日5キログラム以上の生ごみを処理することができる
生ごみ処理機
- ・補助率 9/10
- ・補助金上限金額 2,000,000円

詳しくは、下記担当までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

～檜原村ゴミゼロウェイストに向けた取組～

～「捨てる」から「譲る」へ 使わなくなったものをお持ち込みください！～

11月8日(日)に「リユースセンター」開設!

ごみとして手放す前に、もう一度考えてみませんか? 「自分には不用でも、誰かには必要かもしれない」そんな想いをカタチにするリユースセンターを開設します。持ち込まれたものは、希望される村民の皆様へ無償で譲渡します。

限りある資源を無駄にしない、環境にやさしい村づくりへ皆様のご協力をお願いします。

◆不用品の持ち込み場所

本宿村営駐車場内の建物(檜原村559番地)

◆開場日時

毎月 第2日曜日・第4日曜日

午前9時～正午

※開場時間内に、不用品をお持ちください。

◆持ち込み可能なもの

修理不要で、軽微な清掃ですぐに使えるもの。

例：椅子、テーブル、棚、電気製品、洋服(衣類)、靴、食器、おもちゃ、文房具など...

※詳しくは産業環境課生活環境係までお問い合わせください。

◆リユース品がほしい方

不用品として持ち込まれたものは、希望される村民の方に先着順で無償譲渡します。

※開場時間内にお越しください。



※持ち込みできないもの：安全上の理由や法令により、以下のものは持ち込みできません。

- ・家電リサイクル法対象品：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
- ・状態の悪いもの：破損、汚れ、経年劣化が激しく使用困難なもの(粗大ごみ相当)
- ・安全上の懸念があるもの：乗車用ヘルメット、チャイルドシート、医療品等
- ・食料品：米、野菜、飲み物
- ・その他：法律で禁止されているもの

持ち込み方法：開場時間内に、リユースしたいものをお持ちください。

その場でスタッフが検品します。持ち込みできないものの場合はそのまま持ち帰っていただきます。

◎ 問い合わせ先 管理運営業者：ほむら合同会社 TEL 080-4374-3803
担当 課：産業環境課生活環境係 内線 121・127

福祉・けんこう

10月の栄養相談

【日時】10月14日(水) 10月28日(水)

午前9時30分～午後3時

【会場】やすらぎの里 保健センター

(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師が相談に応じます。

10月の
精神保健巡回相談

【日時】10月8日(木)

午前10時～正午

ご自身やご家族のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守します(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室

ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

皆様が健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場です。今年度4回目のテーマは「クローン病・潰瘍性大腸炎」です。ぜひご参加ください。

対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます。(定員12名です。11月6日(金)までにお申込みください。)

日時 11月18日(水) 午前10時～午後1時

場所 やすらぎの里 保健センター(けんこう館2階)

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

高齢者肺炎球菌・带状疱疹
予防接種費用補助のお知らせ

高齢者肺炎球菌及び带状疱疹予防接種について、今年度の定期接種対象の方へ4月に個別の案内を送付しています。定期接種対象期間内であれば補助により自己負担なしで接種できます。接種を希望される方は、通知した内容をご確認いただき、檜原診療所へお申込みください。定期接種対象期間外の接種は任意接種となり、接種費用は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

定期接種対象年齢の方で、通知が届いていない方は、下記へお問い合わせください。

※対象者等の詳細は広報ひのはら令和8年4月号の22ページをご参照ください。

【申込方法】 檜原診療所にお電話にてお申込みください。

電話番号：042-598-0115

申込受付時間：土・日・祝日を除く、午後1時～午後5時

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

檜原診療所からインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

檜原診療所では、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種を受付します。同時接種は可能ですが、接種期間は異なりますのでご注意ください。

・インフルエンザワクチン予防接種及び経鼻インフルエンザワクチン「フルミスト」

接種期間：令和8年10月13日（火）～令和9年1月30日（土）

（日曜、祝日、年末年始は除く。土曜日については、檜原村に住所のある、平日勤務されている方・高校生・大学生の方限定です。）

予約開始日：10月1日（木）から

※予約・問い合わせについては、午後1時から午後4時までの間に檜原診療所の受付または電話にてお願いします。

※料金については、檜原診療所に問い合わせください。

村民の方を対象に、村から補助があります。

※13歳未満の方は原則として2～4週間間隔で2回接種します。

※18歳未満の方は、保護者の付き添いが必要です。

※今年度から経鼻インフルエンザワクチン「フルミスト」の接種を開始します。

本数に限りがあります。お電話にて事前にご相談ください。

対象年齢：2歳～19歳未満

※フルミストとは…鼻の中に吹き付けるタイプのインフルエンザワクチンです。針は使いません。1シーズン1回の接種で完了となります。

・新型コロナウイルス感染症予防接種

接種期間：令和8年10月13日（火）～令和9年3月31日（水）

（土曜、日曜、祝日、年末年始は除く。）

予約開始日：10月1日（木）から

※予約・問い合わせについては、午後1時から午後4時までの間に檜原診療所の受付または電話にてお願いします。

※料金については、檜原診療所に問い合わせください。

村民の方を対象に、村から補助があります。

※18歳未満の方は、保護者の付き添いが必要です。

※接種回数は1回のみとなります。

◎ 問い合わせ先 檜原診療所 TEL 042-598-0115

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム

株式会社 **光寿建築**

東京都知事許可(般6)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

訪問歯科です!!

10月8日『奥歯の日』

『奥歯の日』には、10月のOctoberでオク＝奥と、8日で(歯)の語呂合わせで作った意味と、食欲の秋に健康な奥歯で食事を楽しんでもらいたいという願いが込められています。

<奥歯の役割>

- ①噛む
- ②発音
- ③歯並びや顔の輪郭形成
- ④瞬発力
- ⑤記憶力



このように奥歯には毎日の生活に欠かせない大切な役割があるにもかかわらず、寿命が最も短い歯と言われています。その原因は歯ブラシが届きにくく、むし歯や歯周病になりやすいためです。奥歯がしっかり磨けているかご自身では確認しにくいので、ぜひ定期的な歯科受診をおすすめします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

★檜原診療所歯科からのお知らせ★

檜原診療所歯科では月曜日・水曜日のほかに、

7月から【金曜日は隔週】診療を行っています！

また、9月から【木曜日に日本大学から義歯専門の先生】が

来て診療を行っています！

※都合により変更となる場合もあります。

また、予約制となりますのでご希望の方は事前に電話にてご予約ください。



◎ 問い合わせ先 檜原診療所(歯科) TEL 042-598-0082

こちら地域包括支援センターです!! 若さを保つには・・・

○介護予防で心も体も健やかに！

介護予防は介護が必要にならないよう、心身の衰えを予防・改善する取組です。加齢による老化は防ぐことはできませんが、日ごろの生活によって老化のスピードを遅らせることや、弱くなった機能を向上させることは可能です。

○予防の方法は？

病気の予防と同じように、老化の予防も食生活や運動が大切です。元気に高齢期を過ごすための基本は健康と体力です。からだを動かさないでいると筋力が弱くなり、何かをすることがおっくうになってきます。ほんの少しの時間でもからだを動かす習慣を身につけましょう。

地域包括支援センターでは、みなさんの健康を維持するために介護予防に取り組んでいます!! お気軽にご相談ください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

檜原村

高齢者等ICTみまもり事業

—こんなお悩みにお応えします—

ご高齢の方

ひとり暮らしで不安
安心して暮らしたい
もしもの時に備えたい

ご家族の方

離れて暮らす親が心配
何かあっても気づけない
すぐに訪問できない

電球をハローライトに
交換するだけ！

クロネコ見守りサービス

ハローライト訪問プラン

このサービスは、ヤマト運輸株式会社が提供する「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン」を活用して実施する檜原村の高齢者等ICTみまもり事業です。

トイレや廊下など毎日使用する電球をハローライトに交換するだけで簡単に見守りサービスがご利用いただけます。



ハローライト訪問プランの 3 つの特徴

1 かんたん！

ご自宅の電球をハローライトに交換するだけでご利用いただけます。

Wi-Fiなどの通信機器、工事やコンセントも不要です。特別な操作も要りません。



2 あんしん！

地域に密着したヤマト運輸の配送ネットワークを活かし、ハローライトの設置から異常時の代理訪問まで標準対応いたします。



3 料金0円！

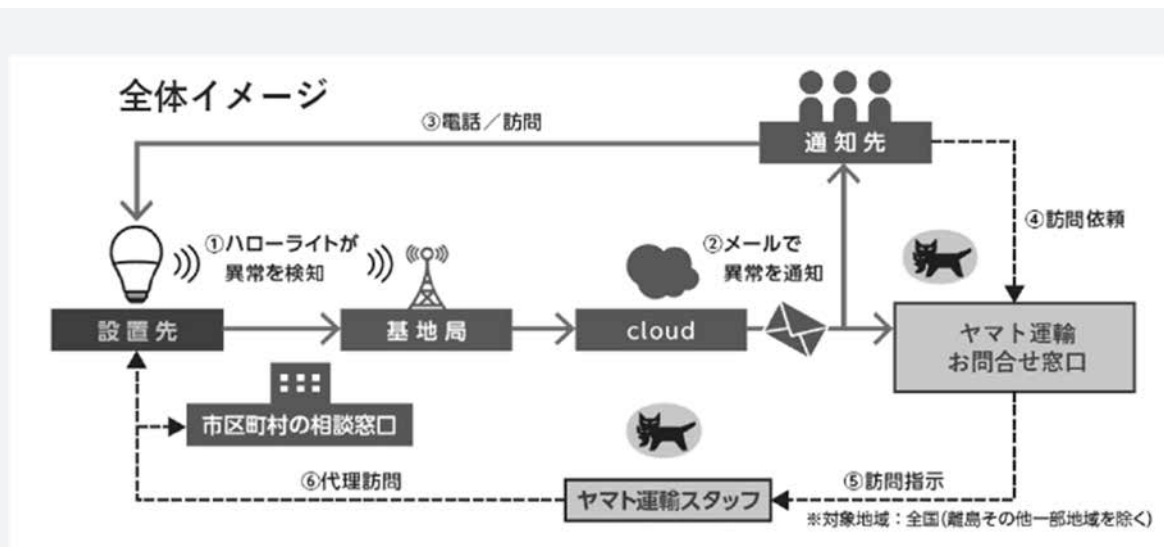
下記条件を満たす場合、利用料金は檜原村が補助を行いますので期間中は無料でご利用いただけます。

【利用条件】
檜原村内に住所を有し、在宅で生活している65歳以上の一人暮らしの方または高齢者のみの世帯に属する65歳以上の方等です。



ヤマト運輸

詳しくは次ページをご覧ください



ご自宅の電球と
交換するだけ

LED電球と通信機能が一体となった「ハローライト」が点灯
／消灯を前日朝9：00～当日朝8：59の間計測し見守ります。

メールで
お知らせ

電球に点灯／消灯の動きがない場合、異常を検知して当日朝
9:00～朝10:00の間に事前に設定した通知先へメールでお知
らせします。

訪問確認

通知先から設置先に連絡や訪問ができない場合、ご依頼に応
じてスタッフが設置先を訪問し状況を確認。必要に応じて地
域の相談窓口(地域包括支援センター等)に通報します。



- 口金：E26
- 明るさ：40W相当
- 推奨設置場所：
トイレ、洗面所など

お申し込み方法

①専用のお申込書に必要事項をご記入の上、福祉けんこう課福祉係へご提出ください。

②事業に関するお問い合わせ

檜原村役場 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内）

TEL 042-598-3121

※ 専用のお申込書はやすらぎの里窓口に設置しております。

また村のホームページからダウンロードすることも可能です。

※ お申し込みは設置先の方、通知先の方の同意を得た上でお申し込みください。

※ ご家族からの申請もできます。

お申し込み後、設置先のお客さまと日程調整の上、約1週間でヤマト運輸のスタッフが設置に伺います。

サービス内容、設置、通知に関するお問い合わせは下記までお願いします。



サービスに関するお問い合わせ

ヤマト運輸 クロネコ見守りサービスお問い合わせ窓口

フリーダイヤル **0120-86-2220**

受付時間9:00～18:00（年中無休）

／いざという時の為に／
**熊本地震を受けて
スマホを用いた
防災・防犯講座**

2026 **10月27日(火)**
午前10時～正午

対象
50歳以上
の方

／参加費無料／

先着10名様
講座は事前に
申し込みが
必要です

※相談会は自由参加です。
参加者の人数によってはお
待たせしてしまう可能性が
あります。時間に余裕を
持ってお越しください。

内容

○午前10時～午前11時 防災・防犯講座
近年増加傾向にある災害や詐欺被害に備え、スマ
ホを活用した「防災・防犯」の基本を学ぶ講座で
す。情報収集や家族への連絡方法、詐欺対策など
をわかりやすく解説します。

○午前11時～正午 相談会

スマホのお悩み事のご相談を個別で対応します。

持ち物

スマートフォン・筆記用具

会場

やすらぎの里 3階 多目的ホール

午前10時～正午
／参加・出入り自由!／

- ✓ 講座だけ参加OK
- ✓ ささいなお悩みもOK
- ✓ 講座の復習もできます
- ✓ スマホの不具合あり
ませんか？

わたしたちが講師です！
一人一人のペースに合わせて進めます
のでご安心ください。楽しみながら
スマホに親しみましょう♪



ご不明点、ご質問は福祉けんこう課までお問い合わせください

☎ **042-598-3121**

問合せ：福祉けんこう課 福祉係
委託先：つながるコーポレーション

東京都「どこでもスマホ教室・相談会」の開催について

周りに聞きにくいスマートフォンのこと、この機会に解決しませんか

役場・やすらぎの里の駐車場に停めた専用車で実施します

- ▶ 触ってみたいけどちょっと怖い
- ▶ 持っているけど使い方がわからない
- ▶ LINE で家族とコミュニケーションがとりたい
- ▶ マップで迷わず移動したい
- ▶ スマホでの申込みやキャッシュレス決済について相談したい



< 開催日時／場所 >

10月	開催場所 (駐車場)	午前9時 ～午前10時	午前10時30分 ～午前11時30分	午後1時 ～午後2時	午後2時30分 ～午後3時30分
14日(水)	檜原村役場	個別相談会	基本操作	個別相談会	LINE コミュニケーション
15日(木)	やすらぎの里	個別相談会	基本操作	個別相談会	LINE コミュニケーション
16日(金)	檜原村役場	個別相談会	基本操作	個別相談会	LINE コミュニケーション
19日(月)	檜原村役場	個別相談会	基本操作	個別相談会	LINE コミュニケーション
20日(火)	檜原村役場	個別相談会	基本操作	個別相談会	LINE コミュニケーション
21日(水)	檜原村役場	個別相談会	基本操作	個別相談会	LINE コミュニケーション
22日(木)	やすらぎの里	個別相談会	基本操作	個別相談会	LINE コミュニケーション

講座名	個別相談会	基本操作	コミュニケーション
実施内容	・東京アプリ登録、 11,000ポイント受け取り方法 等	・地図、カメラの使い方 ・画面の見かた、拡大縮小のしかた 等	・スタンプの送り方 ・画像、動画の送り方 等

★予約なしでもお気軽にお越しください★

< 対象者 >

60歳以上の方（お持ちの携帯会社は問わず参加できます）



- ※ご予約は開催日前日まで電話にてお受付しています
- ※スマートフォンをお持ちでない方には、スマートフォンを貸出します
- ※予約は開催前日まで電話で受け付けしています

◎ 申込み・問い合わせ先 東京都どこでもスマホ事務局 TEL 0800-111-7356

子育て支援保育料等補助金交付申請について

保育所等に在籍する児童の保護者の負担を軽減し、子育て支援を図る目的で、利用者負担額等の補助を行います。

○補助対象者

4月分から9月分までの利用者負担額等を9月末日までに完納した保護者の方が対象です。

○補助対象

保育所等の利用に際し保護者が負担した額（副食費等）

※対象者の方へ通知を送付します。通知が届かない場合は下記連絡先へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

令和8年度東京都子育て支援員研修(第3期)の受講者を募集します!

【研修内容】 保育や子育て支援の分野で従事する上で必要な知識や技能等を有する「子育て支援員」の養成研修

【対象者】 都内に在住又は在勤している方で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方

【募集コース】 地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース

【開催方法】 オンデマンド（録画視聴）又は集合にて実施

【研修場所】 新宿、立川等

【申込方法】 10月1日（木）から10月15日（木）までに、HP又は郵送（簡易書留、当日消印有効）にてお申込みください（申込書は区市町村窓口かHPで入手可）。

【研修日時等】 12月頃から順次開始。カリキュラムや日程等、研修の詳しい内容については、募集要項又は下記HPをご参照ください。

《応募・問い合わせ先》

地域保育コース

（公財）東京都福祉保健財団 電話：03-3344-8533

URL：https://www.fukushizaidan.jp/111kosodateshien/

地域子育て支援コース

（株）東京リーガルマインド 電話：03-5913-6225

URL：https://public.lec-jp.com/kosodate-tokyo/

放課後児童コース

（株）東京リーガルマインド 電話：03-5913-6225

URL：https://public.lec-jp.com/kosodate-tokyo/

研修全般に関すること

東京都福祉局子供・子育て支援部企画課

電話：03-5320-4121：https://www.fukushizaidan.jp/111kosodateshien/



〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-6)第111726号



(有)市川建材土木

檜原村2877 TEL 598-0513
FAX 598-0047

消防・防災全般

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品
防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検
建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー

(旧：株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
safety@sft-bousai.com

乳幼児・義務教育就学児・高校生等の 医療証について

10月から乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療証が淡い緑色（うぐいす色等）に切り替わります。9月中に新しい医療証が届いていない方がいましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

住所、氏名、健康保険等が変更になったときは必ず届出ください。

なお、高校3年生以下のお子様がいる家庭で、申請をされていない方は、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

檜原村 くらしとすごとの相談会（無料）

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。

家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計のやりくりが苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

●日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～午後2時30分

●場 所 やすらぎの里けんこう館

●対 象 村内在住の方

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』（無料）

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（季節の行事など）を楽しみながら、ホットとできる居場所と一緒に学ぶことができます。随時、見学・体験参加を受け付けています。

●日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）

午後3時～午後5時

●場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）

●対 象 村内在住の原則、小学生～中学生（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）

オンライン学習『ちえの輪DX』参加者募集中！

オンライン教材「すらら」と仮想空間「Ovice」を使って一緒に学習しませんか？支援員が丁寧にサポートします。

●日 時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

午後6時～午後8時

●対 象 村内在住の中学生

●費 用 無料（機器の貸与無料・ただし定員あり）

○利 用 方 法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

○関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。



◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター TEL 0428-25-3501
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>

教育・文化

第43回 檜原村ジュニアスキー教室 参加者募集!!



- ◆日 時 令和9年1月4日(月)～6日(水) 2泊3日
役場出発：午前6時30分(予定)
- ◆場 所 長野県 白馬岩岳スノーフィールド
- ◆宿泊場所 ロッジ「リゾートイン やまひら」
TEL：0261-72-2358
- ◆対 象 者 村内在住の小学4年生～中学2年生
(交流事業として利島村の小中学生も参加予定です)
- ◆募集人員 30名
(先着順とし定員に達した時点で締め切ります)
※スノーボードも可(中学生以上)
- ◆参 加 費 15,000円
宿泊費、リフト、レンタルスキー(ボード)、傷害保険、交通費等込み
(貸しウェア、お小遣い、朝・昼・夕食以外の飲食等は、自己負担となります。)
参加費は、説明会時に集金させていただきます。参加申込された方は、説明会への参加をお願いします(日時は後日通知)。
- ◆申込期間 10月19日(月)～30日(金)(土・日除く)
※午前8時30分～午後5時15分まで
- ◆申 込 先 教育課 社会教育係(檜原村役場2階)
※檜原村教育委員会窓口に参加申込書が用意してありますので、必要事項を記入し、申込みください。
- ◆そ の 他 怪我や発熱等の緊急時は、原則保護者の方に現地までお迎えをお願いしています。ご承知の上、申込ください。また、出発前に同居のご家族等に発熱等の体調不良が見られた場合は、必ずお知らせください。状況に応じて、参加の可否を判断させていただきます。



※社会情勢、自然災害等により本事業を中止・変更する場合があります。

※スキー教室中の事故については、応急処置のみ主催者側で行いますが、その後の責任は負えませんのでご承知おきください。また、保険証や常用薬の持参及び管理については自己責任となりますのでご注意ください。

◎ 問い合わせ先
教育課社会教育係
内線 227

〈広告〉

不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や家、不動産を売りたい方、貸したい方

相続物件の買取や空家解体のご相談など

お気軽にお問い合わせください

東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

檜原村 792-13 (笹平)

TEL: 042-519-9117

<https://tokyomountain.com>
info@tokyomountain.com

東京都知事(2)第106189号
公益社団法人 全日本不動産協会 正会員
公益社団法人 不動産保証協会 正会員

「子ども国際交流音楽祭合唱団」 参加者募集!!

令和9年2月11日（木・祝）、羽村市プリモホールゆとろぎで開催される「子ども国際交流音楽祭」における合唱団を募集します。この合唱団は、檜原村・昭島市・羽村市・奥多摩町の子どもたちにより編成し、世界的に有名なオーストリア・ウィーンの演奏家と共演するものです。毎年、合唱団メンバーで楽しく交流しながら練習を行い、当日に臨んでいます。当日の合唱後は、ウィーンの音楽家たちの一流のクラシック音楽を鑑賞することができます。

初心者の方でも大丈夫です。貴重な経験となるこの機会に、ぜひ参加して、世界の一流の音楽家と共演してみませんか。

..。.*..。応募概要 ..。.*..。 .

対 象：檜原村在住・在学の小学4年生～18歳の方で、練習とコンサート本番に参加できる方

定 員：50名

参 加 費：無料

演 奏 曲：「変わらないもの」※ピアノ伴奏
「外国の曲」※ウィーンの音楽家と共演
(フルート+弦楽四重奏)



指 導 者：岡部武彦先生（子ども国際交流音楽祭音楽監督）
竹内 恵 先生（元檜原中学校音楽教諭）

公 演 日 時：子ども国際交流音楽祭 交流コンサート
令和9年2月11日（木・祝）午後3時～午後5時 プリモホールゆとろぎ

練習日時／会場：令和8年10月11日、11月15日・22日・29日、12月6日、
令和9年1月10日・17日・24日・31日 ※いずれも日曜日

練習会場／時間：プリモホールゆとろぎ 午後2時～午後5時（1月31日は午後7時まで）

そ の 他：※会場への交通手段・交通費は、参加者ご本人の自己負担となります。
※練習には、上履きをご持参ください。
※基本的には、全ての練習に参加いただきたいですが、事情がある場合は、欠席の日があっても構いません。
※コンサートでは、音楽祭で用意するTシャツを着用します（記念にお渡しします）。

◎ 申込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 TEL 042-598-1011

図書館からのお知らせ

DVD上映会 『山田洋次監督作品』

○日時：10月28日（水）、29日（木）、30日（金）
午後1時30分～（上演時間：100分程度）

○場所：檜原村立図書館
申込不要、どなたでも参加無料です。

図書館ではDVDの貸し出しもしています。
お一人3巻まで、2週間の貸し出しです。
その他ご要望は図書館にお問い合わせください

檜原村立図書館ホームページ <https://uf-pub02.ufinity.jp/hinohara/>



◎ 問い合わせ先 檜原村立図書館 TEL 042-598-1160

教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか？皆様の申込みを随時お待ちしております。※現在、水彩画教室は満員のため募集を停止しています

○場所 檜原村福祉センター又は檜原村役場
○参加費 無料
○対象 村内在住・在勤者

◎ 申込み・問い合わせ先 教育課 社会教育係 内線 227

その他

その他

知ろう!防災 行こう!訓練

災害はいつどこで起こるかわかりません。直近の令和8年熊本地震では、改めて日頃からの備えの重要性が強く認識されました。大切なのは「もしも」に備えて日頃から防災について知り、いざという時に行動できるように準備しておくことです。地域で行われている防災訓練は、避難の流れや初期消火、応急手当などを学び、防災意識を高める貴重な機会です。子供から高齢者まで、ご家族やご近所の皆様と一緒に、防災への備えを見直しましょう。

また、11月9日は「119番の日」です。この日から秋の全国火災予防運動が始まります。空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎える前に、住宅用火災警報器の点検や電気コード・暖房器具の安全確認、火の元の確認を習慣づけましょう。一人ひとりの「備え」と「心がけ」が、自分や大切な人、そして地域全体の安全につながります。この機会に、防災について家族で話し合い、災害に強いまちづくりを進めていきましょう。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 檜原出張所 TEL 042-598-0119

東京都・西多摩地域市町村共催消費生活講座 「安心なはずの自宅で起きる消費者トラブルと撃退法」

安心だと思っている自宅。しかしそこを狙う悪質業者がいます。自宅への訪問販売や点検商法、かたり商法など様々な消費者トラブルに巻き込まれることも。本講座では、こうしたトラブルに合わないよう消費者トラブルの例や撃退方法などを学びます。

日時 11月9日（月）午後1時30分～午後3時
会場 福生市もくせい会館2階201・202会議室（福生市本町18番地）
対象 西多摩地域在住、在勤、在学の方
講師 瀬戸和宏氏（和の森法律事務所弁護士）
定員 先着40人（予約制）
持ち物 筆記用具
申込み・問い合わせ 10月9日（金）から11月4日（水）、申込フォーム
 または電話で福生市生活環境部シティセールス推進課
 産業活性化グループへ



申込フォーム

◎ 問い合わせ先
 福生市生活環境部シティセールス推進課産業活性化グループ TEL 042-551-1699

糖尿病患者さんと糖尿病予備群の方の ための“糖尿病1日教室”

■日時：11月14日（土）午後2時～午後4時（開場午後1時30分～）
 ■場所：公立阿伎留医療センター地下1階講堂 ■定員：30名（要申込）
 ■内容：①糖尿病について（糖尿病専門医）②食事療法について（管理栄養士）③運動療法（トレーナー）の講演
 ■費用：無料

◎ 申込み・問い合わせ先 （一社）西多摩医師会 TEL 0428-23-2171

村民ひろば

NPO法人つ・む・ぎ 15周年 秋の交流会

15年分の感謝を込め、障害のある方もない方もどなたも楽しめる「野外コンサート・森の小さな縁日・フリーマーケットなど」を企画しました。多くの方のご来場をお待ちしています。

日時：10月10日（土）午前10時～午後3時 雨天の時は翌日同時間
会場：つむぎの家&いこいの広場 **駐車場**：多数有（無料）
住所：檜原村南郷958

ランチタイム：豚汁・さば味噌煮アレンジご飯
野外コンサート：オカリナ演奏・フォークグループによる「皆で歌おう！」
 ＊白炭焙煎コーヒー（数量限定）＊ポップコーン

無料の
内容

その他：森の小さな縁日（ゴム鉄砲射的、駄菓子引き）・フリーマーケット等

◎ 問い合わせ先 NPO法人つ・む・ぎ TEL 042-519-9398 火・金・土・日

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.124

まつもと よしふみ
松本 圭史（上元郷在住）

以前こちらで紹介させていただいた私の活動のひとつである「note（ノート）」での情報発信ですが、記事を書き続ける中で、徐々に村外の方にも届いているという手ごたえを感じるようになりました。

村を訪れた企業の方や学生から「note を見て来ました」「note で村の情報を調べました」と声をかけていただいたり、コーヒー焙煎のワークショップをした際には、note をきっかけに炭焼き体験教室に興味を持っていたいただいたり、実際の来訪や村での取組への関心につながる機会も生まれています。また、埼玉県横瀬町の集落支援員の方と note をきっかけに交流が始まるなど、情報発信を通じて新たな出会いも生まれています。さらに、奥多摩町や横瀬町、水戸市の協力隊や、東京おもちゃ美術館、環境省 環境創造室などから記事にリアクションをいただくこともあり、檜原村の情報が広がっていることを実感しています。

自身の活動の様子だけでなく、今の檜原村の暮らしや地域の取組、人の思いなどを記録し、数年後に読み返したときに「この頃の檜原村はこんな様子だったのか」「こんなことをしていたのか」と、当時を知る手がかりになることも意識しながら書いています。

はやし あきひろ
林 陽浩（千足在住）

登山ガイドとして活動していく上で必須となる「セルフレスキュー」の技術向上のために、日々研鑽を重ねています。先日は「ツェルト」の設営について練習してきました。ツェルトとは非常時用の簡易テントのことで、傷病者の保護及び応急手当、悪天候時の一時避難、緊急時の野営の際に使用します。設営は樹間にロープを張りツェルトを吊るす方法と、トレッキングポールを支柱として張る方法がありますが、今回はロープを張る方を重点的に練習しました。手順は、強度のある二本の木にロープを張り、スリングとカラビナでロープからツェルトを吊り下げ、ペグを打つ、という流れです。標準的な設営時間は10分程度が目安となります。私の場合、この方法で設営にかかる時間は9分ほどです。一方の木にダブルボーラインノット、もう一方の木にムンターヒッチ+ミュールノット+オーバーハンドノットでロープをピンと張り、ロープにクレイムハイトでスリングを巻きつけカラビナを掛けてツェルトを吊り下げ、8か所にペグを打つ、という方法を取っています。先述したとおり、ツェルトを設営する状況というのは非常時であり、一分一秒でも早いに越したことはないので、結び方ひとつ取っても他の方法を試してみたり、手順や段取りを見直したり、手際よく設営できるよう今後も練習を重ねていきたいと思っています。

たかはし まさき
高橋 政樹（千足在住）

昨年、農地再生の取組の一環として「菌ちゃん農法」の畝づくりを始めました。木の皮、竹や枯草などの有機物を活用し、約1年間かけて土の中に糸状菌を育て、野菜が元気に育つ土づくりを進めてきました。農薬はもちろん、肥料や堆肥などにも頼らず栽培しているにもかかわらず、現在育てている空心菜に虫食いがほとんど見られていません。さらに収穫した空心菜はエグみが少なく、食べやすい仕上がりとになり、1年間かけて取り組んできた土づくりの成果を感じています。

次は秋冬野菜として白菜や小松菜などを栽培する予定です。特に白菜は害虫の被害を受けやすいため、菌ちゃん農法の畝でどこまで虫食いを抑えられるかに注目しています。白菜でも虫の被害が少なく、収穫することができれば、自作した菌ちゃん畝は大成功と言えるのではないかと思います。来年の春には、プランターでもできる菌ちゃん農法のワークショップを開催しようかと考えています。ご興味ある方はぜひご参加いただけると嬉しいです。



左から、松本圭史、高橋政樹、林陽浩



#檜原村こよみだより



上の二次元コードから
記事が読めます。

東京本土唯一の村・檜原村で“転生コーラ”を作ったら、1600本出荷できました
一年度末の振り返り【檜原村こよみだより 3月】

♡ 23
ひのほらだより(3月) | 檜原村の暮らしを記録
2024年3月22日 16:24



学校だより



いま、檜原小学校では

《校内研究》

本校では、毎年、教員が教育活動や学校生活を振り返り、子供たちに今必要な力や伸ばしていきたい力について話し合い、「校内研究」として授業改善に取り組んでいます。今年度は、「自ら考える力の育成～言語能力の育成を通して～」を研究主題に掲げ、学習の基盤となる言語能力を高めることで、子供たちが主体的に考え、学ぶ力を育むことを目指しています。その実現に向けて、単元計画や日常活動、学習内容・教師の支援、評価方法を工夫しながら、全教職員が授業づくりを進めています。これからも、一人一人の子供たちの学びを大切に、よりよい教育活動の実現に努めてまいります。

この校内研究の取組が来年2月20日（土）に開催される「ふるさと檜原学習発表会」でも生かされ、子供たちの成長した姿を見ていただければ幸いです。是非御来校ください。

《地域巡り（3年）》

1学期に3年生が北方面の地域巡りを行い、「小林家住宅」「神戸岩」「森のおもちゃ美術館」「おもちゃ工房」「郷土資料館」を見学しました。昔のくらしや地域の自然、仕事について、自分の目で見て、専門の方のお話を聞くことで理解を深めることができました。2学期には南方面の地域を巡ります。この学習を通して、地域への興味・関心を高め、今後の探究的な学びへとつながることを期待しています。



《檜小まつり》

今年度も、6年生を中心に4つのたてわり班で協力しながら「檜小まつり」の準備を進めました。上級生が下級生に優しく声をかけながら活動を進め、学年を超えて助け合う姿が多く見られました。当日は、多くの保護者や地域の方々、卒業生にもご参加・ご参観いただき、子供たちの工夫や頑張りに温かな声援をいただくなど、笑顔あふれる行事となりました。活動を通して異年齢の交流が深まり、上級生への憧れや下級生を思いやる気持ちが育まれるとともに、ごみを減らす工夫を取り入れるなど、持続可能な社会について考える貴重な機会にもなりました。学校・家庭・地域がつながり、子供たちの成長とともに支える意義ある一日となりました。



《バードカービング（6年）》

今年度は、6月に2回、9月に2回の計4回にわたり、バードカービング制作に取り組めました。檜原村で見られる鳥をテーマに、木型を丁寧に紙やすりで削り、細い筆で羽を一枚一枚描くなど、根気のある細かな作業にも挑戦しました。講師の水先生に温かくご指導いただき、子供たちは楽しみながら意欲的に活動を進めることができました。完成した作品は、一人一人の思いが詰まった大切な宝物となりました。自分が制作した鳥を檜原村で見つけたときには、自然への親しみやふるさとへの愛着をより一層深めてくれることでしょうか。子供たちにとって、小学校生活の忘れられない思い出の一つとなりました。



【10・11月のおもな学校行事予定】 予定は変更になることがあります。

10月 1日（木） 陶芸教室（5, 6年）
 10月 2日（金） 校内研究授業（2年）
 10月 5日（月） 社会科見学（3年）
 10月 6日（火） 避難訓練
 10月 8日（木） 中央区立阪本小学校訪問（4年交流）
 10月 9日（金） 生活科見学（1, 2年）
 10月14日（水） 日光移動教室（14日～16日 6年）
 10月24日（土） 学校公開 道徳授業地区公開講座
 郷土芸能鑑賞教室
 10月27日（火） 学園全体会（檜原中学校研究授業）
 10月28日（水） ふれ合い給食（1年）

10月30日（金） 連合音楽会（3～6年）
 11月 2日（月） 消防署見学（3年）就学時健診
 11月 5日（木） いじめに関する授業 避難訓練
 11月 9日（月） 演劇鑑賞教室
 11月10日（火） 福祉施設訪問（1, 2年）
 11月12日（木） 社会科見学（4年）
 11月13日（金） 遠足（5, 6年）
 11月17日（火） 福祉施設訪問（1, 2年）
 11月18日（水） 個人面談（希望制 18日～26日）
 11月28日（土） 学校公開 檜原学園マラソン大会

アジアロードレース選手権にて準優勝しました！

檜原村出身の高校生ライダー（オートバイ・ロードレース選手）、高平理智^{りいち}さんが、令和8年8月8日・9日に開催されたアジアロードレース選手権にて準優勝し、8月17日に檜原村を表敬訪問されました。



休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
10月 11日(日)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡474-6	042-558-7730
12日(月・祝)	あきる台病院	あきる野市 秋川6-5-1	042-559-5761
18日(日)	まつむらこども クリニック	あきる野市 引田225 丸徳ビル101	042-559-3322
25日(日)	いなメディカル クリニック	あきる野市 伊奈477-1	042-596-0881
11月 1日(日)	草花クリニック	あきる野市 草花2724	042-558-7127
3日(火・祝)	瀬戸岡医院	あきる野市 二宮1240	042-558-3930
8日(日)	鈴木内科	あきる野市 館谷156-2	042-596-2307

休日歯科診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
10月 11日(日)	よしざわ歯科医院	あきる野市 伊奈976-2	042-596-6262
12日(月・祝)	池田歯科医院	あきる野市 油平263-1	042-550-1508
18日(日)	せめま歯科医院	あきる野市秋川 2-1-1 寿 ビル2F	042-532-4682
25日(日)	越智 歯 科 クリ ニック	あきる野市 野辺486-1	042-558-1182
11月 1日(日)	塚本歯科医院	あきる野市 草花3258	042-559-3040
3日(火・祝)	寺本歯科医院	あきる野市 小川東2-7 -11	042-559-8441
8日(日)	三澤歯科医院	あきる野市 草花3310	042-558-7011

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

*午後の診療時間は変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認してください。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL**042-521-2323**
携帯電話・PHSは#**7119**

秋川消防署 TEL**042-595-0119**

東京都保健医療情報センター TEL**03-5272-0303**

世帯と人口 (9月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,104 世帯 (4人増) 人口 1,882 人 (2人増)

男 947 人 (2人増) 女 935 人 (増減なし)

防災行政無線メッセージサービス
TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 新たな世界へ仲間とともに

檜原村中学生海外派遣事業で、7月23日(木)～8月4日(火)、檜原村と利島村の生徒合わせて12名の派遣生がオーストラリアに滞在しました。
世界に触れ、仲間と学び、ひと回り大きく成長したようです。